

さいたま市告示第469号

さいたま市重度要介護高齢者等寝具乾燥事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月19日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市重度要介護高齢者等寝具乾燥事業実施要綱の一部を改正する告示

さいたま市重度要介護高齢者等寝具乾燥事業実施要綱（平成13年さいたま市告示第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別記様式（第4条関係） 重度要介護高齢者等寝具乾燥消毒事業実施可否決定 通知書 [略] さいたま市長 [略]	別記様式（第4条関係） 重度要介護高齢者等寝具乾燥消毒事業実施可否決定 通知書 [略] さいたま市長  [略]

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。